

「むつ市子ども・子育て会議」について

平成25年11月22日

むつ市保健福祉部児童家庭課

会議の趣旨・目的

1 設置根拠

◎子ども・子育て支援法(平成24年8月22日公布)

【抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

※ 法律上、設置は「努力義務」であるが、地域の実情を踏まえた施策を実施する上での重要性にかんがみ、早期の設置が求められている。

◎むつ市子ども子育て会議条例(平成25年9月24日施行)

2 趣旨・目的

- 子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、本市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施すること。
- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直し(事業計画のPDCAサイクル)を行っていくこと。

【子ども・子育て支援法第77条の規定による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査審議すること。

委員構成

- 設置の趣旨を踏まえ、子育て当事者、子育て支援当事者を中心とした17名で構成する。

①公募による子どもの保護者	3人
②事業主	2人
③労働者	2人
④子ども・子育て支援事業従事者	9人
⑤学識経験者	1人

主な審議事項（新制度施行まで）

- 現時点で想定される、新制度施行（27年4月）までの主な審議事項は次のとおり。
 - 事業計画（ニーズ調査を含む）
 - 給付対象施設の利用定員
 - その他、新制度の施行準備にあたり本市が決定すべき重要事項

- これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告。